

第 306 号丹波市商工会FAXレター

2020/7/8 発行

市のコロナ支援制度 丹波市中小企業者事業継続応援金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者を支援する独自の制度です。

【応援金】 1 中小企業者あたり 10 万円(※1 回限り) 【申請期限】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【対象者】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)
②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している
③令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ④市税の滞納がない
⑤令和元年度の確定申告を行い、令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)
⑥対象者が被扶養者でない(個人) ⑦主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)
⑧市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑨申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【必要書類】 ①中小企業者事業継続応援金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書
④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの
⑤前年の売上高が分かるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し (法人)：法人事業概況説明書)
⑥市税の滞納のない証明書 ⑦住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)
⑧履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑨その他市長が必要と認める書類

【問合せ】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

市のコロナ支援制度 丹波市中小企業者店舗等家賃に補助金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者の店舗・事務所等の賃借料を補助し支援する独自の制度です。

【補助金額】 令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日までに支払った賃料の 2 ヶ月分
限度額 1 ヶ月あたり 10 万円

【補助対象経費】 市内に所在する店舗、事務所等に係る賃借料で、土地のみの賃借料は対象外

【申請期限】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【対象者】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)
②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している
③事業用に有している店舗・事務所等の賃貸契約書に基づき、賃借料を支払っている者
④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ⑤市税の滞納がない
⑥令和元年度の確定申告を行っている(個人) ⑦令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)
⑧対象者が被扶養者でない(個人) ⑨主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)
⑩市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑪申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【必要書類】 ①中小企業者店舗等家賃補助金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書
④令和 2 年 2 月～5 月のうち 2 ヶ月の賃料支払いが分かる書類の原本とその写し
⑤賃貸契約書の写し ⑥令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの
⑦前年の売上高が分かるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し (法人)：法人事業概況説明書)
⑧市税の滞納のない証明書 ⑨住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)
⑩履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑪その他市長が必要と認める書類

【問合せ】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 2001
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第号丹波市商工会FAXレター

2020/7/8 発行

丹波市商工会のホームページでお店のPRをしよう！

丹波市商工会のホームページでは、トップページに会員事業所様のPRを目的とした紹介コーナーを設けております。この機会に商工会のホームページを活用してPRしてみませんか。

特徴①

商工会HPへのアクセス数は一日約400~500件

特徴②

プロのライターさんが取材に伺います

特徴③

掲載費は無料。商工会が全額負担します

商工会では、新型コロナウイルスの影響を受けておられる会員事業所様のPRになればとの思いで、多くの記事を随時掲載していきたいと考えております。記事を見たお客様に魅力ある丹波のお店を知っていただく、お客様とお店の架け橋となるよう取り組んで参ります。

※掲載は先着順で7月下旬ごろから随時アップ予定です。

【掲載内容】・事業所概要(あいさつ)・セールスポイント(商品・サービスなど)・HP見られた方への特典(あれば)
【問合せ】丹波市商工会 TEL:82-3476 FAX:82-7601

新型コロナウイルス感染症対応資金をご活用ください

3年間無利子・保証料負担も軽減！すでに借りている融資も借り換えが可能です。(信用保証付融資に限る)

対象者：セーフティ保証(4,5号)危機関連保証の認定者

保証料：通常0.85・1.05%から減免あり(要件あり)

金利：当初3年間 0% (4年目以降0.7%)

期間：10年(据置5年)以内

限度額：4,000万円

⇒詳しくは、最寄りの金融機関まで

教育訓練等の助成金を活用される皆様へ

2020年度より、教育訓練等受講後の報告に添付いただく支払を証明する書類の取り扱いが以下の通り変更になりました。

⇒領収書・振込受領書・振込明細書の原本

(※商工会担当者が振込依頼書原本確認をさせていただきます。)

(※郵送の場合も必ず原本を送付ください。確認の上返却致します。)

飲食店の皆様へ サービス業部会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の流行により、消費者の除菌・消毒に対する意識が変化し始めています。この様な中、飲食店において不特定多数の方が触れるメニュー表に対し、抵抗があるお客様もあるかと思えます。

この度、この対策として(株)USEN様より無料で利用できる非接触メニュー「My Menu」のご提案を頂きましたので、皆様にご紹介いたします。

「My Menu」のしくみ。～メニュー表をスマホに表示して非接触化～

①自店のメニュー表をQRコード化↓

②来店したお客様は自分のスマホでQRコードを読み取り↓

③お客様は自分のスマホで料理を選びご注文

ご利用に料金は発生しません。ご興味をお持ちの事業所様。また詳しい説明をご希望の事業所様はお電話でご連絡下さい。

【問合せ】サービス業部会担当：四方

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 2001
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp